

## 社会福祉法人西日本至福会役員の報酬等に関する規程

(平成29年6月23日規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西日本至福会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常務理事（以下「常勤役員」という。）については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規則に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき旅費を支給する。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員及び非常勤職員（以下「常勤役員等」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 退職手当については、別表3に定める額

(3) 通勤手当については、職員給与規則第12条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日（その日が休日のときはその日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支

給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則 (平成29年6月23日規程第4号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、退職手当に関する規定については、平成28年12月2日から適用する。